

第3章 民法

第15課 民法—権利義務の主体（自然人その1）

民法は我々の生活関係を権利と義務に分解して規定し、規律するが、この権利及び義務の帰属主体となりうる資格を**権利能力**という。民法は、権利能力はあらゆる**自然人**が平等に有するとしているが、このことは近代法によって確立された原則であり、近代法が発達する以前の時代、すなわち奴隷制が存在した時代や、封建時代には、人によっては権利能力を認められない自然人も存在したのである。人は権利能力があって初めて法律的に自由な経済活動が可能となるのであり、その権利能力を自然人に平等に認めるのは、憲法の要請でもある。

権利能力は生きている生身の人間にはすべて認められるのであるが、これは、逆に言えば、未だ生まれていない者や、死者には権利能力は認められないということである。そこで、民法上、人が権利能力を取得する時期と、これを失う時期が正確にはいつか、ということが問題となる。

権利能力の取得時期について、民法は「出生に始まる」としている。この出生がいつか、ということについては諸説あるが、民法の解釈としては、生まれてきた子供の体全体が母体から出たときを基準にする、いわゆる「**全部露出説**」が通説である。

従って、**胎児**には権利能力はない。しかし、胎児の時に父親が死亡した場合に、胎児の権利能力を一切認めないとなると、その後胎児が出生しても、父の財産を相続することはできず、また父親が不法行為で死亡したものであっても、損害賠償請求はできないことになる。これでは不公平な結果になってしまうので、民法は、相続、遺贈及び不法行為に基づく損害賠償請求権については、例外的に胎児を「生まれたものとみなす」としている。

権利能力の喪失時期、つまり死亡の時期については、**心臓停止説**、つまり、心臓が不可逆的に停止した時を基準とする説が通説である。最近では、脳死を基準とすべきであるという説も有力であるが、倫理や遺族感情などの問題とも絡み合い、脳死を基準とするのは困難であることが指摘されている。

1 重要語句

a 権利能力

自然人が権利能力有するのはいわば当然とされているので、権利能力が一般的に訴訟等で問題になることはめったにない。むしろ問題となるのは、法令上外国人の権利能力に制限を加えている場合である。また、法人の権利能力については、別途議論がある。

b 自然人

法人に対する概念であり、要は生身の人間のことである。

c 全部露出説

本文にあるように、民法上は全部露出説が通説であるが、刑法上は一部露出説が通説である。これは、民法と刑法では法目的が異なるためで、刑法では、身体の一部が母体から露出すれば、直接の攻撃が可能であることから、一部露出をもってすでに胎児から人になったと考えるのである。主として子供に対する攻撃が殺人罪の対象になるのか、墮胎罪の対象になるのかという点において区別の実益がある。

d 胎児

本文にあるように、胎児には3つの特別の場合を除いて権利能力を認めないのが民法の立場である。この特別の場合でも、胎児に権利能力が認められるのは、生きて生まれた場合に限られる。これについては、胎児には権利能力は認められないが、生きて生まれた場合に、胎児の時に遡って権利能力を取得するという説（停止条件説）と、逆に、胎児の時にも権利能力があるが、死産となった場合に、遡って権利能力を失うとする説（解除条件説）が対立している。

e 心臓停止説

人の終わりについても、最近、臓器移植との関係で議論がある。臓器移植の場合は脳死をもって人の死としているからである。しかし、民法上は未だ心臓停止をもって人の死、つまり権利能力の終期とするのが通説である。